

コース主任規程

平成30年3月14日

放送大学規程第1号

改正 平成30年6月13日、令和5年3月15日

(趣旨)

第1条 この規程は放送大学学則（平成22年10月13日放送大学規則第1号）第2条の2第2項及び放送大学大学院学則（平成22年10月13日放送大学規則第4号）第6条第2項に定めるコース及びプログラムを総括するコース主任等の設置及び職務等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 別表の区分ごとにコース主任を置き、当該区分に所属する本学の専任の教授をもって充てる。

(職務)

第3条 コース主任は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 所属する区分に含まれるコース並びに修士課程及び博士後期課程のプログラムの運営の総括及び連絡調整をすること。
- 二 その他コース並びに修士課程及び博士後期課程のプログラムの運営に関し、学長が必要と認めること。

(任期)

第4条 コース主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、コース主任に欠員が生じた場合の補欠のコース主任の任期は前任者の残余の期間とする。

(人間発達科学プログラム及び臨床心理学プログラム責任者)

第5条 心理と教育区分にはコース主任のほか、第3条各号に掲げる職務のうち修士課程についての職務を行わせるために、プログラム責任者を置くことができる。

- 2 前項のプログラム責任者は、コース主任が修士課程の臨床心理学プログラムに所属するときは人間発達科学プログラム責任者を置くことができ、コース主任が修士課程の人間発達科学プログラムに所属するときは臨床心理学プログラム責任者を置くことができる。

(コース主任補佐)

第6条 別表の区分ごとに、必要に応じて、第3条に掲げる職務を補佐させるために、コース主任補佐を置くことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、コース主任に関し必要な事項は、評議会に相談の上、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月13日）

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

附 則（令和5年3月15日）

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	区分に含まれるコース及びプログラム
生活と福祉	<ul style="list-style-type: none">・生活と福祉コース・生活健康科学プログラム（修士課程及び博士後期課程）
心理と教育	<ul style="list-style-type: none">・心理と教育コース・人間発達科学プログラム（修士課程）・臨床心理学プログラム（修士課程）・人間科学プログラム（博士後期課程）
社会と産業	<ul style="list-style-type: none">・社会と産業コース・社会経営科学プログラム（修士課程及び博士後期課程）
人間と文化	<ul style="list-style-type: none">・人間と文化コース・人文学プログラム（修士課程及び博士後期課程）
情報	<ul style="list-style-type: none">・情報コース・情報学プログラム（修士課程及び博士後期課程）
自然と環境	<ul style="list-style-type: none">・自然と環境コース・自然環境科学プログラム（修士課程）・自然科学プログラム（博士後期課程）